

第5編 下水道設備、河川設備点検業務

第1章 点検業務一般

II-5-1-1-1 提出書類

本市に提出する書類は、別表の「III提出書類一覧表」によるほか、監督職員の指示するものとし、提出時期に従って遅滞なく提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、部数については変更することがある。

II-5-1-1-2 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、本市の就業規則により定められた就労時間を原則とする。
- (2) 休日又は前項に定める時間以外に作業を行う必要がある場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

II-5-1-1-3 現場管理

- (1) 受注者は、業務作業中、業務責任者又は必要な専門技術者を現場に派遣して、業務の指揮監督にあたらなければならない。
- (2) 業務責任者又は専門技術者は、業務に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓に努めなければならない。

II-5-1-1-4 業務委託写真

受注者は、業務委託写真帳を作成し提出する。なお、写真撮影箇所は監督員が指示する。

II-5-1-1-5 機器の運転、停止等

- (1) 設備機器の運転、停止操作は、原則として本市職員が行うか又は監督職員の指示により受注者が行い、受注者の判断では行ってはならない。
- (2) 本市の下水道設備は、24時間連続稼働しているため、維持管理に支障のないよう作業を行うとともに、作業時間は出来る限り短縮する。

II-5-1-1-6 機器等の損傷

作業中に設備機器、構造物を損傷（塗装を含む）した場合は、監督職員の指示するとおり受注者の責任で復旧又は新品と取替える。

II-5-1-1-7 作業用電力、水道等

作業に必要な電気、上水、工水は、指定する場所から本市が支給する。ただし、必要な仮設材料等は、受注者の負担とする。なお、作業用電気を使用するにあたり下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、作業内容、工程、作業の保安等について、当該施設の電気主任技術者又は、その代行者（以下「電気主任」という。）と打合せのうえ承諾を得るとともに、安全確認を行わなければならない。
- (2) 作業用電気は、指定する差込コンセントから取出し、漏電遮断器付作業用コードケーブル等の中継して使用しなければならない。
- (3) 電気を直接電灯分電盤や動力配電盤から取出す必要のあるときは、漏電遮断器付きの仮設配電

盤を接地し、使用機器等と中継する。電気の取出し又は取外しは電気工事士の資格を有する者が行わなければならない。また、作業用電気に係る盤の安全管理は受注者が行う。

- (4) 使用機器類（移動用電動工具を含む）は受注者が事前に安全を確認したものを使用することとし、必ずD種接地（アース）を施す。

II-5-1-1-8 クレーンの使用

クレーンを設置している箇所は、その使用を認めるが、使用の前には点検を行い、その都度書面にて報告しなければならない。なお、使用中の故障、事故等はすべて受注者の責任とする。

II-5-1-1-9 安全管理

本業務の履行にかかる安全管理については、関係法規及び監督官庁の指示を遵守しなければならない。また、次の事項に留意し、監督職員の指示するものは書類で提出する。

- (1) 連絡体制
- (2) 資格を必要とする作業
 - ア 酸素欠乏等危険場所での作業（酸素欠乏等指定箇所作業計画書及び測定記録を提出）
 - イ クレーン（玉掛けを含む）作業
 - ウ 溶接作業
 - エ 足場組立作業
 - オ その他、特記仕様書に記載されている資格を必要とする作業。
- (3) 作業場所の区分
 - ア 維持管理範囲と輻輳する場所
 - イ 維持管理用通路の確保
 - ウ 資材置場
- (4) 危険作業における安全措置
 - ア 高所作業
 - イ 上下作業
 - ウ 電気事故防止
 - エ 安全標記
 - オ 保護具の着用
- (5) 仮設作業における安全措置
 - ア 作業用足場
 - イ 仮設配線、配管
 - ウ トラック、クレーン等
- (6) 防火管理、喫煙場所の指定
- (7) 交通安全

第2章 機械設備点検

第1節 地下貯蔵タンク等点検業務

II-5-2-1-1 適用範囲

本標準仕様書は、地下貯蔵タンク等の点検に伴う作業について規定する。

II-5-2-1-2 一般事項

- (1) 業務を実施する事業所、設置場所並びに地下貯蔵タンク及び配管の仕様、数量については、特記仕様書のとおりとする。
- (2) 点検完了後に点検結果報告書、作業工程写真を事業所毎に、それぞれ2部作成し監督職員に提出する。

II-5-2-1-3 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第19条第1項に規定する「主たる部分」とは、業務委託仕様書「第1編 総則」に定めるもののほか、次の号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 地下貯蔵タンク等の点検を総合的に把握し、一連業務の管理及び統括を行うこと。

II-5-2-1-4 点検作業

- (1) 本業務は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」による漏れの点検方法により、地下貯蔵タンク及び付属地下埋設配管の危険物に接する全ての部分について漏れの点検を実施する。
- (2) 地下貯蔵タンク等は、下水処理場、抽水所の雨水ポンプ、自家発電機等を運転するための燃料を貯蔵しているため、特に運転管理に支障がないようにする。また、気象条件により、監督職員と協議の上で作業日程を変更する場合がある。
- (3) 作業完了後は、サービスタンクに燃料が支障なく供給されることを確認する。
- (4) 本業務に必要な各種測定器具、各種閉塞蓋は全て受注者負担とする。また、今回の点検にて取り外したフランジのパッキンについては全て新品と取り替える。なお、取り外すボルト・ナット類でステンレス鋼（SUS304）製のものは、焼きつき防止処置を施す。
- (5) 添付図面は概略を示すものであり、作業前に現地調査を行った後、監督職員と十分な打ち合わせを行う。
- (6) 地下重油（又は灯油）タンク及び、地下埋設配管に漏洩の徴候が認められたときは、直ちに監督職員に連絡する。

第2節 クレーン点検業務

II-5-2-2-1 委託概要

本業務委託は、労働安全衛生法 [クレーン等安全規則]、 [クレーン構造規格]に基づいて、性能検査を受検するための点検を行う。

II-5-2-2-2 一般事項

- (1) 本業務委託前に、当該事業所ごとに、業務計画書に基づいた打合せを行う。
- (2) 所管各所の点検日は、別途工事等ある場合は調整を図り、監督職員の指示する日程で行う。但し、事業所の稼動状況により点検日の変更を指示する場合がある。
- (3) クレーン各部の点検調整は別紙点検表(1枚)、記録表(4枚)について実施確認し、停止位置リミット調整等の軽微な調整は受注者にて行う。また給油が必要な部分については受注者にて手配する。
- (4) 点検調整後に性能試験および荷重試験を行い、性能検査受検に必要な業務を行う。
- (5) 本業務に必要な試験用荷重および玉掛け用ワイヤーロープ等は受注者が用意する。

- (6) 本業務において関係法令等に規定される作業については、有資格者を作業者とすることはもとより、作業者は本業務委託の履行時にクレーン運転士免許証、玉掛技能講習修了証を携帯する。
- (7) 本業務で使用する試験用荷重の搬出入に必要なふた類の取外し取付け及び養生等は受注者が行い、当該場所に適切かつ安全な方法とする。なお、仮置する場所は監督職員の指示する場所（梁、柱上等の支持条件のよい場所）とする。
- (8) 試験用荷重の搬出入は各事業所に適した運搬機、クレーンを使用し、荷重の個々の大きさについては搬入開口の条件や設置スペースを考慮し選定する。
- (9) 本業務における、警察への道路使用許可等の業務は、受注者が行う。

Ⅱ-5-2-2-3 再委託の禁止

業務委託契約書第19条第1項に規定する「主たる部分」とは、業務委託仕様書「第1編 総則」に定めるもののほか、次の各項に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) クレーン各部の点検調整、性能試験及び荷重試験
- (2) クレーン性能検査の受検立会い

Ⅱ-5-2-2-4 クレーン点検業務

- (1) 本業務は、別紙点検表、記録表の内容にて性能検査前日までに点検を実施し、その結果を記録し、性能検査前までに監督職員に2部提出する。
- (2) 性能検査の受検に当たっては、荷重の吊上げ、吊下げ、走行等クレーンの運転を行う。

天井クレーン年次点検表

検査年月 年 月 日

検査証番号		交付年月日		設置場所		仕様				検査実施者					
						主巻	t	補巻	t	リフト主	m				
						スパン	m			リフト補	m				
区分	点検項目			良否	区分	点検項目			良否	区分	点検項目			良否	
ランウェイ	1	レール取付ボルト・車止めの異常				軸受	28 給油装置				横行	55 異常音・発熱・振動			
							巻ドラム	29 溶接部の亀裂					走行	56 ブレーキの作動	
走行	2	構造部材の腐食				30		ギヤ取付ボルト						運転	57 ブレーキ後、停止するまでの距離
							サドル	3	ガータ・サドル取付部・ガータ継ぎ手部のボルト・リベットの異常				シープ		31 溝部の摩耗
サドル	4	ガータのたわみ				32								回転	
							横行	5	レール・車止めの異常				33	フック表面の亀裂	
レール	6	取付ボルトの緩み・溶接部の亀裂				34								フック吊り部の局部摩耗	
							カッピング	7	亀裂その他の損傷				35	フックの口の開き 測定	
8	キー及びキー溝				36	フックの回転									63
						ギヤ装置	9	ギヤフェースの異常				ワイヤロープ	37 ワイヤロープの摩耗 測定		
10	キーの緩み・抜け出し変形				38								亀裂その他の損傷		
						軸	11	油中の異物混入				39	キー及びキー溝		
12	本体の破損・亀裂				40								ライニングの摩耗・取付鉄		
						13	オイルシール・グリスシール				41	プーリ面の異常摩耗・亀裂			
14	給油装置				42							ギヤフェースの異常			
						ライニング	15	カップリングの破損・亀裂				43	キーの緩み・抜け出し変形		
シャフト	16	キー及びキー溝											44	油中の異物混入	
						17	フランジの変形・摩耗				45	本体の破損・亀裂			
車輪	18	踏み面の摩耗										46	オイルシール・グリスシール		
						カッピング	19	亀裂その他の損傷					47	給油装置	
20	キー及びキー溝				48							フランジの変形・摩耗			
						マグネットブレーキ等	21	ライニングの摩耗・取付鉄				49	踏み面の摩耗		
22	プーリ面の異常摩耗・亀裂				トロリーフレーム								50 構造部材の腐食		
						ギヤ装置	23	ギヤフェースの異常				51	取付ボルトの緩み・脱落		
24	キーの緩み・抜け出し変形				52								異常音・発熱・振動		
						軸	25	油中の異物混入				53	ブレーキの作動		
26	本体の破損・亀裂				54								巻過防止装置の作動		
						受	27	オイルシール・グリスシール							

クレーン検査記録表 ()

(主巻、補巻)

				検査年月 年 月 日			
検査証番号	交付年月日	設置場所		仕様			検査実施者
				主巻 t	補巻 t		
				スパン m	リフト主補 m		
定格	電動機出力	巻上 kW	速度	巻上 m/秒	電流	巻上 A	
		横行 kW		横行 m/秒		横行 A	
		走行 kW		走行 m/秒		走行 A	
操作	方向	荷重	速度測定		電圧	電流	特記事項
			mにつき	sec			
巻上(下)	上	無負荷					
	下	無負荷					
	低速(上)	無負荷					
巻上(下)	上	t					
	下	t					
	低速(上)	t					
横行	前	無負荷					
	後	無負荷					
横行	前	t					
	後	t					
走行	右	無負荷					
	左	無負荷					
走行	右	t					
	左	t					

()は許容範囲m/s

※検査記録は、3年間保存すること。

その他の試験記録表 (_____)

測定日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---

1. 巻き上げチェーン及びワイヤーロープの余巻(規定リフトに巻き下げ時)

余巻	主巻上	巻
	補巻上	巻

2. フックの上より

FLより		計 画	mm	実 測	mm
	主巻				
	補巻				

3. インチング量

全荷重つりチヨイ下げによるフックの下降量

荷 重/回 数						
t						

4. 各種作動試験

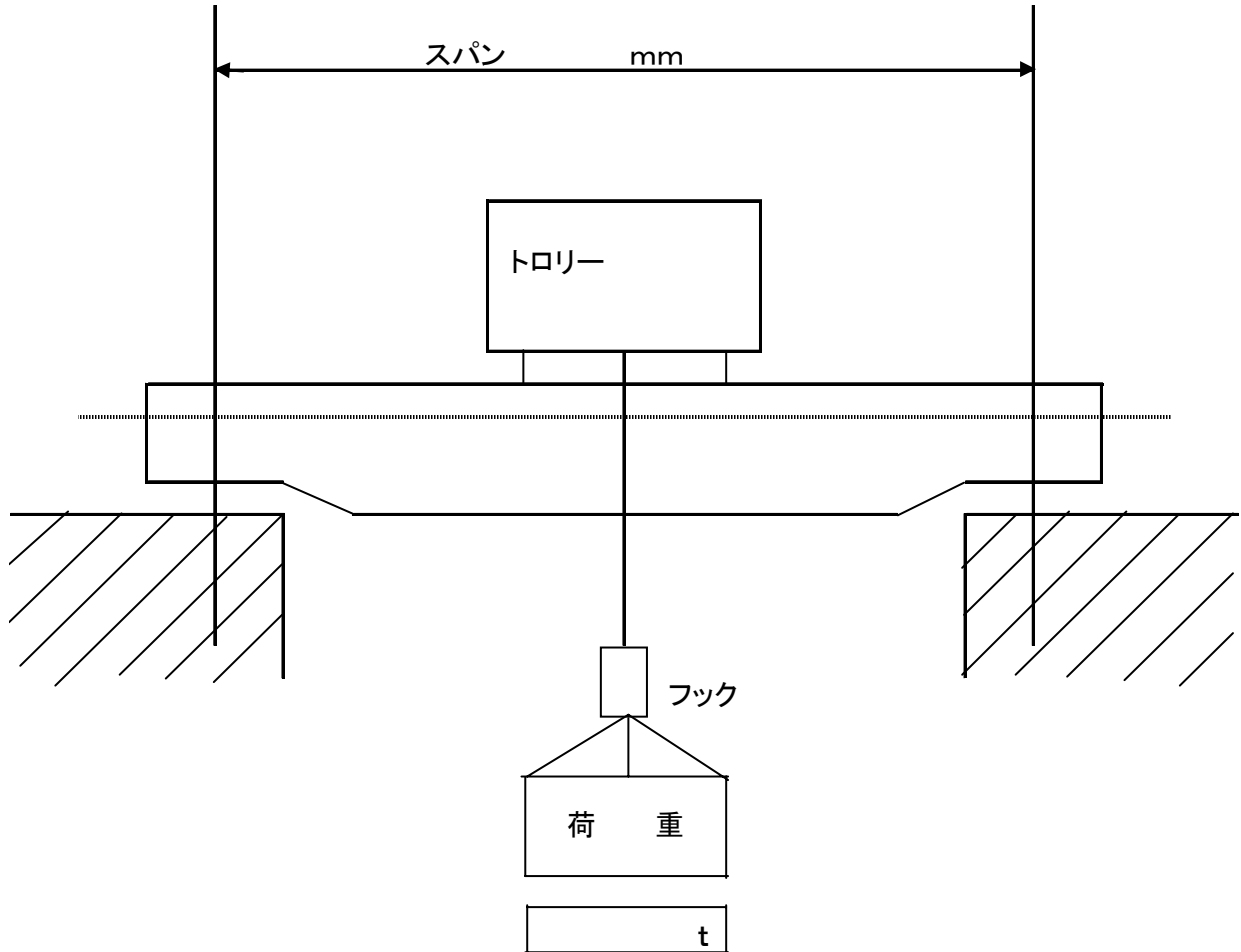
	良 否		良 否
スラスタブレーキ		リミットスイッチ	
マグネットブレーキ		押 釦 ス イ ッ チ	
油 圧 ブ レ ー キ		足 踏 ブ レ ー キ	
メカニカルブレーキ		非 常 開 閉 器	

5. ワイヤーロープの径

	据付時値 mm	実 測	mm	許容値
主巻ワイヤーロープ				
補巻ワイヤーロープ				

デフレクション測定記録表()

測定日 平成 年 月 日



中央下がり測定値 _____ mm

$$\text{下がり率} = \frac{\text{中央下がり測定値}}{\text{スパン}}$$

荷重	中央下がり測定値	スパン長	下がり率	許容値	良否
	mm	mm	/	/	
	mm	mm	/	/	

絶縁抵抗測定記録表()

				測定日 平成 年 月 日			
測定用計器名				Vメガ Ω			
メーカー名				形 式			
測定箇所		測定値		測定箇所		測定値	
1 全 体		MΩ		6 走行回路二次側		MΩ	
2 巻上回路二次側		MΩ		7 操作回路総合		MΩ	
3 補助回路二次側		MΩ		8 警報回路		MΩ	
4 制御回路二次側		MΩ		9 電灯回路総合		MΩ	
5 横行回路二次側		MΩ					

荷重試験記録表

1 無負荷試験

			測定日 平成 年 月 日		
点検項目	作 動	良否	不良内容及び処置		
全 体	操作どおり作動するか				
各部ブレーキ	作動状況はどうか				
リミッタ	確実に停止するか				

2 荷重試験

(1) 仕 様

荷 重	主 巻	定 格	t	補 巻	定 格	t
		試 験	t		試 験	t

(2) 荷 重(吊る品物)

物品名称	容 量 (縦 × 横 × 高 × 品物比重)	重 量
		t
		t
		t

(3) 荷 重 試 験(定格荷重にて行う)

	基 準	良 否	不良内容及び処置
巻き上げ巻き下げを行う	異常音、異常振動が無いこと		
電磁ブレーキテスト	巻き上げ中スイッチを切ってからフックのすべりが1分間の巻き上げ距離の1%以下		
スラスタブレーキテスト	定格荷重を吊り電磁ブレーキをゆるめた状態で荷重を保持すること		

第3章 電気設備点検

第1節 電話交換機点検

II-5-3-1-1 概要

本点検業務は、電話交換機の機能維持に必要な点検と、故障の際に技術者を派遣する緊急対応（オンコール）を委託する。

II-5-3-1-2 再委託の禁止

業務委託契約書第19条第1項に規定する「主たる部分」とは、業務委託仕様書「第1編総則」に定めるもののほか、電話交換機点検業務をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

II-5-3-1-3 緊急対応（オンコール）

- (1) 電話交換機が契約期間内に正常に稼働しなかった場合は、すみやかに故障原因を調査し復旧する。この場合の作業員派遣費用は受注者の負担とする。なお、取替部品については、別途とする。
- (2) 受注者は、すみやかに復旧作業を行うために、社内の緊急連絡体制を確保するとともに緊急時連絡体制表を提出する。

II-5-3-1-4 報告

- (1) 点検中に異常が発見された場合は、すみやかに監督職員に報告し適切な処置を執る。
- (2) 点検終了後は、その都度、監督職員に報告し、確認を受ける。
- (3) 報告書及び写真帳は、点検機場ごとにまとめて提出する。
- (4) 取替を推奨する消耗品等は、報告書に記載する。

II-5-3-1-5 点検

- (1) 中央処理装置点検箇所は、次のとおりとする。
 - ア 警報ランプが点灯していないことの確認
 - イ 交換機が正常に立ち上がることの確認
 - ウ 時計の時刻確認及び修正
 - エ 直通切換機能の確認
 - オ CPU基板表示灯の点灯確認
 - カ 内線発信音、呼出音、話中音、接続規制音、割込音、登録完了音、数字送信音、保留音、ハウラ音及び呼出信号音等の確認
 - キ ROMが浮き上がっていないか、異物が付着していないかの確認
 - ク 話中、通話完了及び着信中等、全局線の発着信点灯状態の確認
- (2) MDF点検箇所は、次のとおりとする。
 - ジャンパ、半田あげ及び断器のネジゆるみ等の確認
- (3) 局線及び専用線点検箇所は、次のとおりとする。
 - ア 全局線を発着信させ、通話が明朗に行われることの確認
 - イ 専用線を発着信させ、通話が明朗に行われることの確認
- (4) 電話機等点検箇所は、次のとおりとする。
 - ア 内線相互の通話の確認

- イ 転送の確認
- ウ ロックアウトの確認
- エ 多機能電話機においてファンクションキー及びダイヤルキーを操作し機能の確認
- オ ページング機能の確認

II-5-3-1-6 測定

測定試験は、次のとおりとする。

- ア 電源電圧、蓄電池電圧及び電源装置電圧の測定
- イ MDF～電話機間の線路の絶縁抵抗測定

II-5-3-1-7 手入れ

点検後に次の手入れを行う。

- ア 交換機本体、ロッカー及びMDF等の清掃
- イ MDFの配線の整線

第2節 エレベータ点検

II-5-3-2-1 業務概要

本点検業務は、常時使用するエレベータの安全確保及び機能維持に必要な点検（フルメンテナン

ス契約、パーツ・オイル・グリス契約）と、万一の故障の際には技術者を派遣する緊急対応（オンコール）を委託する。

II-5-3-2-2 再委託の禁止

業務委託契約書第19条第1項に規定する「主たる部分」とは、業務委託仕様書「第1編総則」に定めるもののほか、エレベータ点検業務をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

II-5-3-2-3 保全計画

- (1) 受注者は、エレベータ毎に保全計画を策定し、計画的に専門技術者を派遣して業務を遂行する。フルメンテナン
- ス契約のエレベータにあつては、経年劣化、稼動頻度等を考慮した保全計画とする。
- (2) 受注者は、エレベータ毎に年次保全計画書を提出する。

II-5-3-2-4 緊急対応（オンコール）

- (1) エレベータが契約期間内に正常に稼働しなかった場合は、すみやかに故障原因を調査し復旧する。この場合の作業員派遣費用は受注者の負担とする。
- (2) エレベータ内に閉じ込められた場合の救出は、受注者に連絡があつてから概ね30分以内とし、平日祝祭日時間外とも無償扱いとする。
- (3) 受注者は、すみやかに復旧作業を行うために、24時間緊急対応の体制を確保するとともに緊急時連絡体制表を提出する。

II-5-3-2-5 点検頻度

受注者は、契約期間中、毎月1回の点検を行う。

II-5-3-2-6 安全確保

点検作業中はその旨明示し、エレベータ利用者への周知並びに安全確保に努める。

II-5-3-2-7 法令

- (1) 労働安全衛生法、クレーン等安全規則に基づく点検が必要な場合は、当該法令の定めるところによる。
- (2) 受注者は、クレーン等安全規則に基づく性能検査に立会する。
- (3) クレーン等安全規則に基づく性能検査料金の負担は、特記仕様書による。

II-5-3-2-8 報告

- (1) 点検中に異常が発見された場合は、すみやかに監督職員に報告し、適切な処置を執る。
- (2) 点検終了後は、その都度、監督職員に報告し、確認を受ける。
- (3) 報告書及び写真帳は、点検機場ごとにまとめて提出する。
- (4) 取替を推奨する消耗品等は、報告書に記載する。

II-5-3-2-9 定期検査

受注者は、通常点検のほか建築基準法、労働安全衛生法に定める検査に準じ、エレベータ全体にわたる精密試験並びに安全装置の機能試験等の検査を、昇降機検査資格者により年1回行い、報告書と昇降機検査資格者認定書の写しを提出する。

なお、フルメンテナンス契約のエレベータにあっては、検査の結果、不具合と判断されるものは、これを補修、調整又は取替る。

II-5-3-2-10 フルメンテナンス契約

フルメンテナンス契約にあっては、定期的な点検・保守に加え、機器の磨耗・劣化を予測し、エレベータを常に良好な状態に維持するため経年劣化した部品の取替えや補修等の予防的な保全を、受注者の負担において実施しなければならない。

ただし、次の項目は対象外とする。

- (1) 巻上機ギアケースの交換
- (2) 電動機フレームの交換
- (3) 制御盤等キャビネットの交換
- (4) かご及びかご内仕上げ材の交換
- (5) 乗場戸、三方枠、表示器の交換
- (6) ドア敷居、換気ファン、換気ファン用グリル、フェースプレートの交換
- (7) フェースプレートの意匠部分等の塗装・メッキ直し
- (8) その他上記に類するものの交換
- (9) 昇降路周壁並びに建屋部分の改修工事施工
- (10) 機械室内建物付帯設備（照明およびスイッチ等）の交換
- (11) 修繕または交換する装置・機器の搬出入に必要な建築関係工事施工
- (12) 諸法規の改正または官公庁の命による設備の改造、あるいは新規付属物の追加に関する工事施工
- (13) 天災不可抗力その他直接受注者の責任にならない事由によって生じたものの復旧

II-5-3-2-11 パーツ・オイル・グリス（以降、POGという。）契約

パーツ・オイル・グリス契約のあつては、点検の結果、不具合が認められた場合は、その内容・原因・処置すべき時期・方法等を提案する。

II-5-3-2-12 エレベータ点検（フルメンテナンス契約）

(1) 機器類

ア 機器類の点検箇所は、次のとおりとする。

- (ア) 受電盤、制御盤、信号盤の環境状況
- (イ) 電動機、巻上機の異音
- (ウ) ブレーキ、乗場選択器、調速機の動作状況
- (エ) 機器の耐震対策状態

イ 測定試験は、次のものを行う。

- (ア) 絶縁抵抗測定
- (イ) 調速機試験
- (ウ) 非常止め試験

ウ 点検後に次の手入れを行う。

接続部にゆるみがあれば、増し締めする。

(2) かご

ア かごの点検箇所は、次のとおりとする。

- (ア) かごの運転状態
- (イ) 外部への連絡装置、戸閉め安全装置、戸の開閉装置、ガイドシュローラ動作状態
- (ウ) 停電灯装置、かご内装照明、ファン操作盤、表示灯ランプの汚損、球切れ
- (エ) かごの戸、敷居の汚損、かご上環境状況
- (オ) 給油器の油もれ、油量

イ 点検後に次の手入れを行う。

接続部にゆるみがあれば、増し締めする。

(3) 乗場

ア 乗場の点検箇所は、次のとおりとする。

- (ア) かご着床状態
- (イ) 戸の開閉状態
- (ウ) 乗場の戸、敷居のつまり、汚損
- (エ) ドアインターロックスイッチの動作状態
- (オ) 乗場ボタン、表示ランプの汚損、球切れ

イ 点検後に次の手入れを行う。

接続部にゆるみがあれば、増し締めする。

(4) 昇降路

ア 昇降路の点検箇所は、次のとおりとする。

- (ア) 昇降路内の環境状況
- (イ) 主、調速機ロープ、ガイドレール、つり合いおもりの汚損、きれつ
- (ウ) リミットスイッチ、非常停止装置、稼動ケーブルの動作状況
- (エ) 緩衝器の取付状況
- (オ) 各テンションプーリの異音

イ 点検後に次の手入れを行う。

接続部にゆるみがあれば、増し締めする。

II-5-3-2-13 エレベータ点検（POG契約）

POG契約によるエレベータ設備の点検項目及び内容は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の第2編第7章第2節エレベータによる。

第3節 受変電設備一般点検

II-5-3-3-1 概要

本点検業務は、大阪市自家用電気工作物保安規程、同運用要領、自家用電気工作物保安業務実施要綱（建設局）、電気設備点検基準（建設局）の規定に基づき、自家用電気工作物の保安を確保するため点検業務を委託する。

II-5-3-3-2 再委託の禁止

業務委託契約書19条第1項に規定する「主たる部分」とは、業務委託仕様書「第1編 総則」に定めるもののほか、受変電設備等の点検、試験・測定、清掃、調整業務をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

II-5-3-3-3 点検項目

点検項目は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官庁営繕部 監修）」（以下、業務仕様書という）の第2編第3章電気設備に準じるが、次の機器等については次の点検項目に準じて点検を行う。

また、点検周期1年の項目を対象とする。

(1) 磁気遮断器

業務仕様書3.3.3 交流遮断器の点検項目1. 真空遮断器①から⑥を適用する。

(2) 電力ヒューズ

業務仕様書3.3.4 断路器の点検項目断路器①から⑦を適用する。

(3) 高圧配電盤・低圧配電盤

業務仕様書3.3.1 配電盤等（内部機器を除く）の点検項目は次のとおりとする。

(ア) 2. 配電盤 a. 盤外観①から⑤を適用する

(イ) 2. 配電盤 b. 開放型母線・閉鎖形内部（各機器除く）①から⑦を適用する。

(4) 低圧配電盤（自立操作盤）

業務仕様書3.2.2 分電盤・開閉器箱の点検項目は次のとおりとする。

(ア) 1. キャビネット a. 屋内型①から②及び b. 屋外型①から④を適用する。

(イ) 2. 導電部 a. 母線・分岐導体・盤内配線支持物等①から③及び b. 端子台を適用する。

(ウ) 3. 機器（遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器等）①から②を適用する。

(5) ケーブル電線路

業務仕様書3.2.4 幹線の点検項目1. ケーブル等の配線①から④を適用する。

(6) 高圧真空電磁接触器・高圧気中電磁接触器

業務仕様書3.3.9 高圧電磁接触器の点検項目①から⑥を適用する。

II-5-3-3-4 点検作業条件

点検作業当日に降雨が予想される場合は、監督職員と協議のうえ、点検作業を行うかを判断する。

また、点検作業中に降雨等の突発的な事態やポンプ井水位の上昇により、速やかに復電が必要な場合は、作業を中止し監督職員の指示に従い、復電作業を行わなければならない。その後、点検作業の再開については監督職員と受注者間で協議する。

II-5-3-3-5 点検一般事項

- (1) 受注者は点検作業対象施設内で、他の工事、修繕、点検等が施工されている場合、相互に必要な調整を行う。
- (2) 点検作業は、原則として施設停電後に行う。
施設停電にあたり電力会社側の停電が必要な場合は、打ち合わせで日時を決定し、監督職員が電力会社に連絡を行う。
- (3) 停電により保安電源が必要な点検施設は、特記仕様書に示す仮設発電機を設置し、停電箇所（点検対象箇所）と充電箇所をロープ等で区画し、その旨を明示する。
- (4) 作業接地を施した箇所は、その旨を明示する。
- (5) 点検時に取替を要する消耗品のうち、次のものは本市から支給する。
 - ア 表示灯用電球及び盤内照明用蛍光ランプ
 - イ 主回路及び操作回路用ヒューズ
- (6) 点検作業中に点検対象箇所はもちろん点検対象箇所以外であっても、異常を発見した場合は速やかに監督職員に報告する。

II-5-3-3-6 業務計画書

本点検業務の履行前に点検施設ごとに業務計画書を作成し、業務計画書に基づいた打合せを行う。

なお、業務計画書には、下記のとおり実施計画を具体的に記載する。

- (1) 点検前の安全措置は次のとおりとする。
 - ア 点検対象箇所の停電、検電、放電接地。
 - イ 点検作業上必要な箇所に接地線の取付け。
 - ウ 危険箇所の標識及びロープの取付け。
 - エ 工具、器材等の数量チェック。
 - オ 場内停電時の電源切替操作要領（電源切替操作は本市が行う）
- (2) 点検後の確認事項は次のとおりとする。
 - ア 工具、器材等の数量チェック。
 - イ 点検箇所の最終チェック。
 - ウ 接地線、危険箇所の標識及びロープ等の取外し。
 - エ 復旧作業の最終チェック及び機能復帰の確認。
 - オ 点検箇所の盤施錠。
- (3) 保安操作手順書に記載する項目は次のとおりとする。
 - ア 保安操作手順書は停電操作と復電操作に分けて作成。
 - イ 点検箇所の名称、作業月・日・曜日、作業開始時間の記入。
 - ウ 保安操作の順序ごとに操作内容、保安措置の内容、操作者を明記し、操作時刻記入欄と確認者記入欄を作成。

- エ 各電気設備の開放・断路・ロックや「操作禁止」札の取付け、接地線の取付け、発電機の起動ロック（「現場」・「手動」、燃料、エアロック等）等保安措置の内容を具体的に記入。
 - オ 仮設電源接続要領書（停電時及び復電時）の作成。
 - カ その他監督職員が指示する事項。
- (4) 単線結線図に記載する項目は次のとおりとする。
- ア 点検箇所名称、作業月・日・曜日、作業開始時間。
 - イ 点検（停電）箇所は青色、充電（活線）箇所は赤色、注意箇所は黄色、開放・断路位置等は橙色、接地線は緑色などに色分け。
 - ウ 単線結線図上に電力会社の停電時間、各電気設備の開放・断路・「盤」施錠・ロックや「操作禁止」札等の取付け、接地線の取付け、発電機の起動ロック（「現場」・「手動」、燃料・エアロック、「盤」施錠）等保安措置の内容を具体的に色分けして記入するとともに必要な説明書き。
 - エ 仮設電源接続箇所並びに仮設電源により充電される箇所。
 - オ その他監督職員が指示する事項。
 - カ 点検時に点検対象施設の発電機を使用する場合は、工程表、保安操作手順書及び単線結線図に明記。

Ⅱ－５－３－３－７ 業務委託報告書及び業務写真帳

- (1) 業務委託報告書（以下「報告書」という。）及び業務写真帳（以下「写真帳」という。）は点検対象の施設ごとに提出する。
- (2) 報告書はA4版ファイルに整理する。ファイルの表紙及び背表紙には、点検実施年度、委託名称、点検施設名、受注者名等を記入する。
- (3) 報告書は電気設備別に、点検項目ごとに点検結果が分かるように作成し、点検対象電気設備の定格・型式・製造年月・製造者・製造番号等がわかるように記載する。
- (4) 接地抵抗・絶縁抵抗等良否の判定基準が定められているものは、報告書に判定基準を記載する。
- (5) 写真帳は、表紙に(2)項の記載事項及び委託期間を記入する。
- (6) 写真は1枚ごとに説明書を付ける。ネガはファイルまたは写真帳に整理する。（電子データの場合は、電子媒体で提出する。）
- (7) 写真は点検対象電気設備ごとに看板をつける。看板には発注者名、委託名称、点検施設名、点検内容、受注者名等を記載する。
- (8) 上記報告書及び写真帳の作成に当たっては、創意工夫を認めるが、監督職員と協議を行う。